

全国民生委員互助共励事業（共励事業）助成金について

（令和8年度）

| | 助成金の種類 | 事業内容 | 基準額 | 対象経費 |
|----------------|--|---|--------------------------|--------------------------------|
| 中央 共励 事業 | ブ ロ ッ ク 別 民生委員・児童委員 関係事業会議費 | 各ブロックにおいて、都道府県・指定都市民児協正副会長その他関係者により、民生委員・児童委員に係わる諸課題等について協議する。 | 50,000 円 × ブロック内県（市）数 | ○ブロック別民生委員・児童委員関係事業会議の運営に要する庁費 |
| | 民児協活動強化推進事業 | 「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」が示す活動の重点に基づき、市区町村民児協もしくは単位民児協において新たに実施する先駆的な取り組みを推進し、民児協活動を振興する。 | 年 40 万円 上限 | ○事業の実施、充実強化に要する庁費 |

※民児協活動強化推進事業の新規申請は令和7年度で受付を終了している

| | 助成金の種類 | 事業内容 | 基準額 | 対象経費 |
|--------|--|--|--|---|
| 地方共励事業 | 地方共励事業費 ※平成14年度まで助成期となっていた活動強化費、指導旅費、会議資料費を合わせたもの。 | 相談に関する研修事業及びその他の研修事業、研鑽に必要な資料の作成、調査・研究等。 ※単位民生委員・児童委員協議会会長研修、中堅民生委員・児童委員研修、新任民生委員・児童委員研修、都道府県・指定都市行政からの委託研修は含まない。 | 90円 × 民生委員・児童委員数 | ○民生委員・児童委員活動強化の実施に要する調査研究費、庁費 ○市区町村社協、民児協等の指導に要する委員等旅費、職員旅費 ○相談に関する研修事業その他民生委員・児童委員関係会議等にかかわる資料作成に要する印刷製本費、消耗品費 |
| | 民生委員・児童委員を対象とした相談に関する研修 | 民生委員・児童委員や相談事業を担当する社協等職員を参加対象とした、 ①相談技法②生活福祉資金制度等関係制度理解③メンタルヘルス④個人情報の適切な取り扱い⑤今日的な福祉課題の理解⑥災害に備えた委員活動⑦定例会や事例検討の進め方に関する研修 ※都道府県・指定都市（行政）等からの委託研修等は含まない。 | 研修会募集定員数に応じて定める ～100人 5万円 101～200人 10万円 201～300人 15万円 301人～ 20万円 | ○相談に関する研修会の実施に要する諸謝金、委員等旅費、職員旅費、庁費 |
| | 指定民生委員児童委員協議会育成費 | 都道府県・指定都市ごとに単位民児協を指定し、民児協運営の充実強化を通じて、民生委員・児童委員活動の支援を図る。 | 63,000円 × 1単位民児協 | ○指定単位民児協の充実強化に要する庁費 |